

改正

平成28年3月22日条例第6号

八街市公文書公開条例

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、もって公正で開かれた市政の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（マイクロフィルムを含む。）であつて、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 この条例の定めるところにより、実施機関が公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例に基づく公文書の公開を行うほか、情報の提供及び公表を積極的に推進し、市政に関する情報の総合的な公開に努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に則して権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公文書の公開の請求方法)

第6条 前条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第5号に掲げるもの そのものの有する利害関係の内容
- (3) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項

(公文書の公開の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由を書面により請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により公開しない旨の決定（第10条の規定により公開の請求に係る公文書の一部を公開しないこととする場合の、当該公開しない旨の決定を含む。以下この項において同じ。）をしたときは、第2項の規定による通知書にその理由を記載しなければならない。この場合において、請求書を受理した日から起算して1年以内に公開しない旨の決定をした公文書の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を記載しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。この場合において、同項の決定をしたときは、当該市以外のものに決定の内容を通知するものとする。

（公文書の公開の方法）

第8条 公文書の公開は、実施機関が前条第2項に規定する通知書により指定する日時及び場所において行う。

2 実施機関は、公開の請求に係る公文書を直接公開することにより、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

（公開しないことができる公文書）

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の公開をしないことができる。

（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公開することができない情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表することを目的としているもの

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 実施機関の職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該実施機関の職員の所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名

オ 実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職名等並びに氏名

- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の財産又は生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ 実施機関の経費のうち食糧費の支出に係る債権者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地
 - エ その他公開することが公益上特に必要であると認められる情報
- (4) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (5) 市と国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 実施機関（市長及び水道事業管理者を除く。）、市の執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に関する情報であつて、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの
- (7) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、協議、調査、研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- (8) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、渉外、争訟、交渉の方針、契約の予定価格、試験の採点基準、職員の身分取扱い、用地買収計画その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的が失われるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益を与えるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(公文書の一部公開)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当することにより公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、公開しないことができる情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該公開しないことができる情報に係る部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。

(公開手数料)

第11条 公文書の公開については、別表に定めるところにより公開手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

- 2 手数料は、公文書の公開を行う際に徴収する。
- 3 既納の手数料は、還付しない。
- 4 市長及び水道事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(不服申立てがあった場合の手続)

第12条 第7条第1項の決定又は公開の請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するとき、又は当該不服申立ての全部を容認する場合を除き、速やかに次条に規定する八街市公文書公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決を行わなければならない。

- 2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

(八街市公文書公開審査会)

第13条 前条の規定による諮問に応じて調査審議するため、八街市公文書公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、公文書公開に関する事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。
- 3 審査会は、非常勤の委員5名をもって組織する。
- 4 委員は、公文書の公開等に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限等)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）

に対し、公開請求に係る公文書の提出を求め、不服申立人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問実施機関は、当該公文書の提出を拒むことはできない。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案に関し、不服申立人及び諮問実施機関に意見書若しくは資料の提出を求め、その他必要な調査をすることができる。

3 審査会の審議は、非公開とする。ただし、答申は公開する。

(他の制度等との調整)

第15条 この条例は、法令又は他の条例の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、適用しない。

2 この条例は、市の図書館その他の図書、資料、刊行物等を閲覧若しくは視聴に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧若しくは視聴させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、適用しない。

(公文書の検索資料の作成等)

第16条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回、実施機関における公文書の公開の実施状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

2 この条例は、平成12年4月1日以後に決裁又は供覧等の手続が終了した公文書について適用する。

附 則（平成28年3月22日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関の決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第11条第1項）

| 区分 | 金額 |
|-----------------------|--|
| 閲覧 | 1件につき200円 |
| 写し（複写したもの又は出力したもの）の交付 | 1件につき200円に写し1枚（両面の場合にあつては片面を1枚とする。）につき10円（カラーの場合にあつては20円）を加えて得た額 |

備考

- 1 「1件」とは、決裁、供覧その他これらに準ずる手続を一にするものをいい、第10条の規定による公文書の一部公開の場合においても、同様とする。
- 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料とする。